

公告第485号

公 告

令和7年8月12日付けで、三重県自動車販売健康保険組合規約の一部変更が、次のとおり東海厚発0812第27号で認可されたので公告する。

令和7年8月18日

三重県自動車販売健康保険組合
理事長 竹林 憲明

記

第7条第1項（議員の任期）を次のように改める。

「議員の任期は3年とする。」を「議員の任期は2年8か月とする。」に変更する。

適用日 令和7年9月1日